

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年2月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表以外の部分中「部」の右に「，室」を加え，「課及び」を「室及

び課並びに」に改め，同項の表中

「  
部又はセン  
ターの名称  
」

を

「  
部，室又は  
センターの  
名称  
」

に改め，総務

部の部を次のように改める。

服務監理室			監察係長
総務部	総務課		庶務係長，事業管理係長，調査係長， 広報係長，経営企画係長，財産管理係 長，営繕係長
	職員課		人事係長，企画係長，給与労政係長， 厚生係長，研修係長
	経理課		主計第1係長，主計第2係長，会計係 長
	用度課	検収係，契約 係	検収係長，契約係長
	営業課		管理係長，水道料金係長，下水道使用 料係長
	情報化推進 課		
	地域水道課		

第2条第1項中「部長」の右に「，室に室長」を加え，同条中第8項を第9項とし，第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ，同条第3項中「職長，」の右に「室及び」を加え，同項を同条第4項とし，同条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 服務監理室に監察課長を置く。

第3条第3項中「部長」の右に「，室長」を加え，同条第5項中「周辺地域対策担当部長，担当課長」の右に「，監察課長」を加える。

第4条第1項中「部長」の右に「，室長」を加え，同条第2項中「課長」を「室長，課長」に改める。

第5条第1項中「部長」の右に「，室長」を加え，同条第2項中「部長又は水質管理センター所長」を「部長，室長又は水質管理センター所長」に改める。

第10条を第11条とし，第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ，第6条の表職員課の項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ，第9号及び第10号を削り，第11号を第8号とし，第12号を第9号とし，第13号を第10号とし，同条を第7条とし，第5条の次に次の1条を加える。

(服務監理室)

第6条 服務監理室の事務分掌は，次のとおりとする。

- (1) 職員の服務規律に関する指導及び服務監察に関すること。
- (2) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による事務に関すること。
- (3) 公益通報者保護法による事務に関すること。
- (4) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例による事務に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は，平成20年3月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

- 2 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「課（地域水道課を除く。）及び」を「室及び課（地域水道課を除く。）並びに」に改め，「総務課にあつては，」を「服務監理室にあつては監察課長とし，総務課にあつては」に改める。

別表の第2号の表中

(4) 京都市上下水道局 組織及び事務処理規 程第1条に規定する 課（地域水道課を除 く。）の長	各課  庶務担当の課長補佐  又は係長
--	---------------------------------

を

(4) 京都市上下水道局 組織及び事務処理規 程第1条に規定する 課（地域水道課を除 く。）の長  監察課長	服務監理室  監察係長  各課  庶務担当の課長補佐  又は係長
--	--

に改める。

3 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「、 部長」の右に「、 室長」を加える。

4 京都市上下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「課及び」を「室及び課並びに」に改める。

5 京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「課及び」を「室及び課並びに」に改める。

6 京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「次長、部長」の右に「、 室長」を、「周辺地域対策担当部長、課長」

の右に「， 監察課長」を加える。

別表第1部長の項中「部長」の右に「及び室長」を加え，同表課長，所長及び場長の項中「課長」の右に「， 室長」を加え，同表課長（組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課の課長に限る。）の項中「課の課長」の右に「及び監察課長」を加える。

（上下水道局総務部総務課）